

文教大学私費外国人留学生特待生規程

(目的)

第1条 この規程は、文教大学に合格した私費外国人留学生のうち、学業と人物が優秀な学生に対し、その人材確保と入学後の経済的負担を軽減させることを目的とする。

(定義)

第2条 私費外国人留学生とは、外国籍をもち、かつ文教大学学則第27条による正規の学生をいう。ただし、国費留学生及び政府派遣外国人留学生を除く。

(奨学金)

第3条 奨学金は、大学の毎年度予算中の奨学費及び特定寄付金をもってこれに充てる。

(選考)

第4条 文教大学外国人留学生入学試験(以下「留学生入試」という。)合格者の中から、入学試験成績に基づき、留学生入試を実施する学部の成績上位者1名を文教大学私費外国人留学生特待生(以下「特待生」という。)対象者とする。ただし、留学生入試が1期と2期がある場合は、1期の合格者を対象とする。

(特待生の決定)

第5条 特待生は、留学生入試を実施する学部の教授会の議を経て当該学部長が決定し、学長へ報告する。

(繰り上げの不可)

第6条 特待生が入学を辞退した場合、繰り上げ採用を行わない。

(種類及び運用)

第7条 奨学金は給付とし、支給額は次のとおりとする。

(1) 入学金免除

(2) 月額 3万円

(3) 外国の大学又は団体との協定により、金額の定めのあるときは、その取り決め額

(採用数)

第8条 特待生の採用数は、留学生入試を実施する各学部から1名とする。

(適用)

第9条 特待生の適用は、入学年度1年間限りとする。

(資格喪失)

第10条 特待生が、次の各号のいずれかに該当したときは、その資格を失うものとする。

(1) 退学又は休学したとき

(2) 学業成績、学習態度又は生活態度が不良と認められるとき

(3) 疾病などのため成績評価の見込みがないとき

(4) その他学則に違反し、特待生として不相当と認める行為があったとき

2 前項により資格を失った場合は、奨学金の返還を求めることがある。

(取り扱い機関)

第11条 私費外国人留学生の奨学金に関する事務取扱いは、大学事務局学事部とす

る。

(改廃)

第 1 2 条 この規程の改廃は、大学審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成 1 3 年 6 月 1 9 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。